

農業と科学

1978
12

CHISSO-ASAHI FERTILIZER CO LTD

<解説> 普通肥料の公定規格等の 一部改正について

農林水産省農蚕園芸局 鈴木大助
肥料機械課

肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づき、国は米ぬか、たい肥等の特殊肥料の指定、普通肥料の公定規格の設定等を行っている。これらについては新肥料の出現、肥料の内容の変化等実情の変化に対応して、逐次改正が行われている。

昨年度までに特殊肥料の指定は合計27回、普通肥料の公定規格の改正は24回行われているところであるが、今年度も、普通肥料の公定規格の改正に関する申し出の内容を含めて検討された結果、去る10月25日にその一部改正が告示されたので、その概略について紹介する。

1. 普通肥料の公定規格の改正について

昭和53年10月25日、農林水産省告示第450号により、普通肥料の公定規格の一部改正が行われ、11月25日から施行されることとなった。

これは未利用資源の有効利用、新肥料の出現等に対応して、新たに6種類の規格が設定され、8種類の規格について一部改正されたものである。

(1) 新たに規格が設定されたもの

ア 硝酸アンモニア石灰混合肥料

硝酸アンモニアは吸湿性および爆発性があり、これを改善するために石灰石の粉末を混合し、造粒したものであり、農林水産大臣登録肥料である。

この肥料は、アンモニア性窒素10%以上、硝酸性窒素10%以上、アルカリ分10%以上を含有しており、ヨーロッパ等においては既に使用実績があるものである。

イ オキサミド

シュウ酸とアンモニアの縮合物であり、農林水産大臣登録肥料である。

この肥料は水に難溶性であるが、土壌中においては微生物により徐々に分解され、肥料効果を発揮する緩効性窒素肥料である。

ウ けい酸加里肥料

この肥料は、炭酸カリウムまたは、水酸化カリウムに微粉炭燃焼灰と水酸化マグネシウムとを混合し、約900度で焼成したものであり、主成分として、く溶性加里20%以上、可溶性けい酸25%以上、く溶性苦土3%以上を主として保証する農林水産大臣登録肥料である。

また、この肥料は、加里を水に難溶性のけい酸塩とした緩効性加里肥料であるため、原料の炭酸カリウムまたは、水酸化カリウムに由来する未反応の加里は3.0%以下に制限された。

エ とうもろこしはい芽油かすおよびその粉末

とうもろこしはい芽から、とうもろこしはい芽油を生産する際に発生する油かす(通称ジャームかす)であり、未利用資源の有効利用の見地から規格設定された。窒素含量3%以上、りん酸含量1%以上を保証する都道府県知事登録肥料である。

オ えんじゅかす粉末

中国原産の落葉高木でマメ科に属するえんじゅのつばみを原料として、医薬品(ルチン)を生産する際に発生するかすを加熱乾燥したものであり、未利用資源の有効利用の見地から規格設定された。

窒素含量3%以上、りん酸含量1%以上、加里含量2

<目次>

\$ <解説> 普通肥料の公定規格等の一部改正について	(1)
農林水産省農蚕園芸局 肥料機械課 鈴木大助	
\$ 国営苗場山麓農業用地開発事業の現況と、営農技術からみた問題点	(3)
新潟県高冷地農業センター所長 瀬古龍雄	
\$ 間違えられやすい有機質肥料と有機質資材	(5)
全農肥料農薬部 技術普及課・技術主管 棚橋義宣	
\$ '78年本誌既刊総目次	(7)
\$ あとがき	(8)

%以上を保証する都道府県知事登録肥料である。

カ 貝化石肥料

貝化石粉末は、古代にせい息した貝類等が、地中に埋没たい積し、風化または化石化したものの粉末として、従来から農林水産大臣の指定する特殊肥料の一つとして知られているが、今回、この貝化石粉末を、パルプ廃液等の造粒促進材を用いて造粒したものが、普通肥料として規格設定された。

アルカリ分35%以上を保証し、都道府県知事登録肥料である。

今回の公定規格の一部改正で、以上6種類の新規格が設定されたため、普通肥料の種類は112種類となった。

(2) 規格の一部が改正されたもの

沈でんりん酸石灰および、副産加里肥料に造粒促進材の使用が認められた。

混合有機質肥料の原料肥料として、新たに規格設定されたとうもろこしはい芽油かす粉末および、えんじゅかす粉末の2つが加えられた。

第一種複合肥料の配合原料肥料として、新たに規格設定された硝酸アンモニア石灰混合肥料、オキサミド、けい酸加里肥料、とうもろこしはい芽油かす粉末、えんじゅかす粉末の5つが加えられた。また肥料の定義が一部改正され、新たに化成肥料どうしを配合した第一種複合肥料に、更に原料肥料等を配合する行為が認められた。

第三種複合肥料の吸着原料として、新たに蛭石として知られるパーミキュライトを、約800度で焼成した焼成パーミキュライトが追加指定された。

被覆複合肥料の被覆原料として、新たに「松やに、パラフィンワックス、ポリプロピレン、ポリエチレンおよびタルク」および「大豆油とシクロペンタジェンの共重合物」が追加指定された。

このうち、「大豆油とシクロペンタジェンの共重合物」は、アメリカで開発されたものであり、ピンホール型の被覆方法と異なり、半透性膜型のものである。

また、従来の被覆原料のうち、「硫黄、パラフィンワックスおよび芳香族系炭化水素樹脂並びにけいそう土またはタルク」については、製造方法の改良により、芳香

族系炭化水素樹脂が削除された。

混合石灰肥料に、可溶性苦土の保証が認められた。

鉍さいけい酸質肥料については、アルカリ分の最低保証量が25%から30%に引き上げられた。また、定義が改正され、鉍さいけい酸質肥料のうち、けい化石灰鉍さい、鉍さいに水酸化苦土肥料または副産塩基性苦土肥料を混合したもの、および水砕したシリコマンガン鉍さいに生石灰を加えたものの粉末が、それぞれ削除された、

(3) 農業その他の物が混入される肥料の一部改正について

農薬入り肥料については、最近における生産実績、今後における生産の可能性等を検討し、PCP尿素、PCP入り第一種複合肥料等農薬入り肥料の規格の一部が廃止された。

これにより、農薬入り肥料として生産されるものは、オキサジアゾン(5—ターシャリーブチル—3—(2・4—ジクロル—5—イソプロポキシフェニル)—1・3・4—オキサジアゾ—リン—2—オン)、テトラピオン(2・2・3・3—テトラフルオルプロピオン酸ナトリウム)およびNAC(1—ナフチル—N—メチルカーバメート)が混入される第一種複合肥料のみとなった。

2. その他

今回の改正においては、特殊肥料の新規指定、改廃は行われなかった。

以上、昭和53年度の普通肥料公定規格の一部改正等について、主な点にしぼって概略を紹介したが、多少省略した所もあるので、詳細は10日25日付けの官報等を参考にしていただきたい。

(参考) 関係政令および告示

昭和53年10月17日政令第353号

昭和53年10月25日農林水産省告示第449号

昭和53年10月25日農林水産省告示第450号

昭和53年10月25日農林水産省告示第451号

昭和53年10月25日農林水産省告示第452号